

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します

平成27年3月25日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	手塚静枝
賛成者	〃	本田哲
〃	〃	竹内正明
〃	〃	遠藤英樹
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	熊木照明
〃	〃	石井民雄

議員提出議案第1号

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするようさらなる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を初めとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 様

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します

平成27年3月25日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	遠藤英樹
賛成者	〃	本田哲
〃	〃	竹内正明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	手塚静枝
〃	〃	熊木照明
〃	〃	石井民雄

議員提出議案第 2 号

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書

本年は、第 2 次世界大戦の終戦から 70 年の節目を迎える。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらしたことへの反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、70 年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければならない。

昨年 4 月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に下記の事項の実施を求める。

記

1. 核兵器保有国も参加する N P T において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催される N P T 再検討会議の議論を積極的にリードすること。
2. 原爆投下 70 年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
3. N P D I 広島宣言を受け、主要国の首脳が被爆の実相に触れる第一歩として、日本で開催される 2016 年主要国首脳会合(サミット)の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
4. 核兵器禁止条約を初めとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。

5. 日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障のあり方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣 様

平成27年3月18日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者 議会運営委員会
委員長 手塚静枝

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 2 号

戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例

戸田市議会委員会条例（昭和 47 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。